

**令和6年9月22日執行
大阪府議会議員摂津市選挙区補欠選挙
選挙運動費用収支報告書の要旨の概要**

1 提出状況

全候補者4名の提出状況は、次のとおりである。

- ・ 法定期限（令和6年10月7日）内の提出：4人
- ・ 法定期限後の提出：0人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。
なお、選挙運動に関する支出金額の制限額は9,876,400円である。
- (2) 候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙1のとおりである。
また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。
- (3) 摂津市選挙区における令和5年大阪府議会議員選挙と比較すると、候補者数は2名増加し、収入総額及び支出総額は前回は上回っている。また、候補者1人当たりの収入平均及び支出平均は前回は上回っている。

（単位：円）

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R 6 . 9 . 22〔4〕 (前回との増減額)	1,755,479 (1,430,626)	438,870 (276,443)	3,269,190 (2,518,228)	817,298 (441,817)
R 5 . 4 . 9〔2〕	324,853	162,427	750,962	375,481

**令和6年10月27日執行
大阪府議会議員守口市選挙区補欠選挙
選挙運動費用収支報告書の要旨の概要**

1 提出状況

全候補者3名の提出状況は、次のとおりである。

- ・ 法定期限（令和6年11月11日）内の提出：3人
- ・ 法定期限後の提出：0人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。
なお、選挙運動に関する支出金額の制限額は13,811,700円である。
- (2) 候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙2のとおりである。
また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。
- (3) 守口市選挙区における令和5年大阪府議会議員選挙と比較すると、候補者数は1名増加し、収入総額は前回を下回っているが、支出総額は前回を上回っている。また、候補者1人当たりの収入平均及び支出平均は前回を下回っている。

（単位：円）

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R 6 . 10 . 27〔3〕 (前回との増減額)	3,376,530 (▲56,280)	1,125,510 (▲590,895)	3,912,203 (429,947)	1,304,068 (▲437,060)
R 5 . 4 . 9〔2〕	3,432,810	1,716,405	3,482,256	1,741,128

**令和6年10月27日執行
大阪府議会議員泉南市、阪南市並びに泉南郡田尻町及び岬町選挙区補欠選挙
選挙運動費用収支報告書の要旨の概要**

1 提出状況

全候補者2名の提出状況は、次のとおりである。

- ・ 法定期限（令和6年11月11日）内の提出：2人
- ・ 法定期限後の提出：0人

2 収支の状況

- (1) 全ての候補者について、法定支出制限額以内の支出に収まっている。
なお、選挙運動に関する支出金額の制限額は13,221,800円である。
- (2) 候補者別の選挙運動に関する収入及び支出並びに公費負担の状況は、別紙3のとおりである。
また、候補者によっては支出額が収入額を上回る場合があるが、これは、大阪府が公費で負担した額が収入に計上されないためである。
- (3) 泉南市、阪南市並びに泉南郡田尻町及び岬町選挙区における令和5年大阪府議会議員選挙と比較すると、候補者数は1名増加し、収入総額及び支出総額は前回は上回っている。また、候補者1人当たりの収入平均及び支出平均は前回は上回っている。

（単位：円）

選挙執行年月日 〔報告者数〕	収 入		支 出	
	総 額	平 均	総 額	平 均
R 6 . 10 . 27〔2〕 (前回との増減額)	3,000,521 (1,809,341)	1,500,261 (309,081)	4,489,358 (3,298,178)	2,244,679 (1,053,499)
R 5 . 4 . 9〔1〕	1,191,180	1,191,180	1,191,180	1,191,180

〔関係法令〕

1 提出義務と提出期限 《公職選挙法第189条》

出納責任者は、選挙運動費用収支報告書を選挙の期日から15日以内に提出する義務が課せられている。

また、この報告書提出後に、新たに収支がなされた場合は、その都度7日以内に、あらためて報告書を提出しなければならない。

2 報告書の公表、保存及び閲覧 《公職選挙法第192条》

提出された収支報告書については、その要旨を公表しなければならない。

報告書は、受理した日から3年間保存され、この間はだれでも閲覧を請求できる。

3 選挙運動に関する支出金額の制限額 《公職選挙法第194条》

$$\frac{\text{告示日現在における当該選挙区の選挙人名簿登録者数}}{\text{当該選挙区の議員定数}} \times 83 \text{ 円} + 390 \text{ 万円}$$

(※100円未満切上げ)

4 選挙運動に関する支出とみなされないもの 《公職選挙法第197条第1項第3号》

公職の候補者が乗用する自動車等のために要した支出は、選挙運動に関する支出とみなされないため、収支報告書には計上されていない。